

の審査の過程においてその内容について照会をする、あるいは訂正を命ずる、そういう場合に外国は遠隔でございまして、なかなかその回答がなれないというわけで、審査が非常に時間がかかるわけでございまして、そうしますと、今申しましたように、出願公告の日から十五年ということになりますからして、もし特許権になるというところが確定するまでに特許権者として、発明者あるいは特許権者と申しまして、出願公告がなされた後、十五年と、その日から将来に向けて十五年という期間になりますので、権利の終期が先にと延びるわけでございまして、そういう弊害がこれまでもございまして、大体発明といふものは、ある技術的な雰囲気と申しますか、ある時代の背景があつて生まれるわけでありますからして、大体出願日から何年というやり方でもよいわけでございまして、一応出願公告から十五年という制度をきめたといひまして、出願公告まで五年も六年もかかる、そういう場合には五年も六年もかかった出願公告の日から先に、また十五年も権利が続くというのでは、一般の産業あるいは一般の発明者、特許権者にとって非常に長い間隔約するといふことになりまして、この間隔からの調整をどうしてはかかるとか適当である、かように考えまして、出願日から二十年をこえることはできないといふふうにかばつたわけであります。

昭和三十四年二月十一日【参議院】
す、現行法では、特許権の存続期間ハ政令ノ定ムルコトヨリ三年以上十年以下ヲ延長スルコトヲ得」となつてゐるのでありますが、その延長が認められる要件といひましては、当該発明が重要なものである、あるいはその発明によって相当な利益を得ることができなかつた、あるいは相当な利益を得ることができなかつたことについて正当な理由があつた、というようなことがその要件になつておりますが、実際の問題として、その相当な利益を得ることができなかつたかどうかが、具体的に、非常に困難な場合が多いわけでございまして、また発明が重要であればあるほど第三者、一般国民の見地から見れば、十五年という一定の期間経過したと同時に、それは終了することを一般国民は期待しておるわけでございまして、特に従来の経歴に徴しまして、ある権利がございまして、昭和十八年の三月一日に公告になった、そういう権利があつたといひますと、これは昭和三十三年の二月一ぱいをもつてその権利が切れるわけでございまして、そうすると同業者ないしは産業界におきましては、この権利が切れることを前提として諸般の準備を進める場合がございまして、その場合におきまして、権利満了の直前間近になりまして、これがまた三年とか五年とかずつと延びることになりますと、第三者に不測の損害を与えることになるわけであります。こういうような点を考えまして、今回はこの権利の存続期間の延長制度を廃止することにいたしました。なお外国の立法例として、こういう権利存続期間の延長制度を設けておる国はございませ

ん。で、この第九は、今申しました点に先ほども申しました一般国民の見地、第三者の利益を考慮した改正と申していいかと存じます。
第十の改正点は、権利侵害に関する規定を新たに設けたこととございまして、現行特許法中には権利侵害に関する規定はなく、一般法としての民法の規定が適用されてゐるわけであります。が、財産権としまして、特許権という性質から申しまして民法の規定だけでは十分でない、ということが従来痛感されて参りましたので、今般特許法中に権利侵害に関する規定を設けることにした次第でございまして、この内容について申し上げます、この六ページの後段の方に書いてございまして、この行為について、差止請求権という権利を法律上明文をもつて設けたわけであります。で、侵害行為の中止を請求する。そうしてまたその場合に、侵害物の廃棄、侵害行為に供した装置等の除却等をも請求することができるといふ制度を、明文を設けたわけであります。次に損害額の推定、これは特許権侵害の場合は、損害額の証明といふものが非常に困難な場合が多いと思ひます。この今回の改正案では、その損害額の推定につきましては、故意または過失によつて特許権侵害があつた場合の損害賠償の請求につきましては、侵害の行為によつて被害者が受けた利益は、権利者の側に生じた損害の額と推定する、こういう規定を設けました。それから軽過失による侵害について、損害の賠償金を定める場合に、軽過失であつたという事実を十分しんじやくすることができるといふこと

について明文を設けました。これは特許権の場合には権利侵害になるかどうかという点によつて、従来でございましてとオール・オア・ナッシングと申しますか、非常に大きな金額が払われなければならぬか、払わなくてもいいかというふうな、非常に大きく揺れることになるのでございまして、権利侵害は実質問題としまして非常な微妙な場合がございまして、従来は故意、過失といふふうな、その重過失、軽過失の区別なく過失を一本にしてきめることは、工業所有権の侵害の場合には適当でないと考えまして、こういうふうな軽過失の場合に、軽過失であつたという事実をしんじやくして損害額をきめることに改正したわけでございまして、

それから第十一の改正点は特許料の問題でございまして、現行特許料の約二倍に値上げをしました。これは経済事情の激変と申しますか、物価水準が高騰したその結果の改正でございまして、物価といふものと特許料金といふものは、もちろん直接の関係はないわけですが、もちろん間接の関係はないわけではございませんけれども、一般に物価水準が騰貴して参りますれば、それだけ特許権の経済的使途といふものも増大したと申していいわけでありまして、特許料は、特許権という特権について申せば特権料といふことになりまして、この特許料金を改正する、その改正するその程度でございまして、二十六年に実は改正しました。今日までまだその月日は経過してないわけでありまして、昭和九年と十一年度の物価水準等と比べて勘案しますと、相当大幅な引き上げを必要とするわけでございまして、この物価水準通りで参りますと、特許料の引き上げ額は三倍とかあるいは三倍以上というふうな金額になるわけと申しますけれども、同時に発明奨励、発明が国の産業に寄与しておるといふ事実等をいろいろ勘案しまして、むしろ二倍程度の改正をきめる方が適當であると考えたわけでございまして、

第十二が、無効審判請求についての除斥期間を大部分廃止した。これはわかりにくい表題でございまして、現行法では特許権の安定化という見地から、特許の無効審判は、権利設定の登録の日から五年を経過した後は請求することができない。すなわちかりに権利に無効の原因がございまして、登録の日から五年という歳月が経過した後は、もう無効審判を請求することができないといふことで、そういう制度を設けております。これを除斥期間と称しております。この理由は、いつまでも、権利がいつぶさされるか、不安定であるといふことで、特許権の安定といふことを考えまして、こういう除斥期間という制度を設けたわけでございまして、その八ページの四行目から書いてございまして、これを適用しまして、本来無効になるような特許、例として、たとえば他人の発明を盗んで特許を取つた、これはもちろんそのいふ特許は無効になるべきものでございまして、そういうような場合におきまして、特許料としましては、なかなかそれが盗まれた発明であるといふようなことは、発見することがむずかしいわけと申します。そういうような場

に出願件数が多過ぎるというふうに思っております。世界で百万件の出願がございますが、五十二万件、その四四％が私ども特許庁に出願されております。これは特許及び実用新案の数字でございますが、こういったものを処理しなければならぬ。しかも、それが本当に工業所有権として権利化されていく比率が低い。国際的に比べますと、我が国は玉石混交であり、石が多過ぎるというふうに思っております。出願件数がふえまうと、それに比例して審査請求件数がふえているわけでございますが、何とかこういったものについては出願あるいは審査請求の段階で出願人がもう少し厳選していただきたいというふうに思っております。現在適正化施策と称しまして、出願あるいは審査請求の際におきます厳選をお願いしているわけでございます。これも一つの施策として強化していかなければならないというふうに思っております。

もう一つは、私ども自身の効率性の問題でございますが、これにつきましてはペーパーレス計画というのを立てておりまして、三つに分けて十年計画でやっておりますわけでございますが、現在その第二段階に差しかかっておりまして、早期に計画どおりこれを実現したいというふうに思っております。

あわせて、総定員管理が相当に厳しいものですから、民間活力の活用というものも考えていかなければならないのではないかとというようなことで、種々、一部は進めておりますし、検討いたしているわけでございます。

そういった施策がもちろん私ども重要でございますけれども、緒方委員御指摘のように、いろいろとコンピュータ化したとしても、最後にこの出願を許すべきか否かというのは人間の判断によるわけでございます。審査のみならず、事務的な部分におきましても、そういう機械化とともに、機械を動かす人間の能力の必要性というのはいささかも変わらないうわけでございまして、この必要人員の確保、増員ということは私どもにとつて

も悲願でございます。私どもはそういう観点からいろいろと政府内部でも要求を強くしているわけでございますが、委員最初におっしゃられましたように、総定員管理の全体の枠組みの中で苦戦しているのが実情でございます。ただ、六十一年度からは、審査・審判官の合計で申しまして、今まで減員を余儀なくされてきていたのが下げどまりまして、ごくわずかですけれども増員が実現しつつございまして、私どもとしては今後とも、そういう芽が出始めたこの増員をなお確実なものにするように努力してまいりたいというふうに考えております。

○緒方委員 これで私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○奥田(幹)委員長代理 水田君。

○水田委員 関連で一点だけ伺いたいと思うのです。

昭和六十年の特許法の改正の際に私から質問した点について、今回の三つの大きな改正の中の一つに入っておるわけでございます。それは、特許権の存続期間の延長という制度が新しくできる。これは政令で指定することになっておりますが、今考えておるのは医薬品だけ、こういうぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○黒田政府委員 私ども提出させていただいております法律案の要件に即して必要のある一定の商品と申しますか、技術分野を選定しなければならぬわけでございますが、この法律案で予定しております要件に適合することを確認しているものといしましては、医薬品のみでございます。したがって、現在明確に政令指定品目の候補として考えておりますのは医薬品のみでございます。

○水田委員 前回のときにも、なぜ医薬品がそういう必要があるかというのを申し上げたわけですが、それは一つは特許申請をして、これが厚生省の薬事法に基づく薬品として許可されるまでの期間というのは大変な実験が要るわけで、薬効の問題あるいは催奇性の問題あるいは副作用の問題

そういうものをずっと臨床試験をやっていく。そういう中で実際に厚生省から認可された後、特許期間の残りは半分もないというようなことなわけですね。医薬品はだから今度の改正の中に出てきたんだ、こういうぐあいに思っております。

農業も同じようなものですね。これは御承知のように、これも一つは薬効の問題もありまして、そしてそれが環境汚染あるいは食物連鎖による人体への影響、あるいはまた土壌や水の中へ蓄積されていく。それは一つは残効の問題がそういう蓄積につながっていく。そういうことになりまして、農水省へ登録されなければこれは売れない。これはやはり医薬品と全く同じようなパターンの品物であることは間違いのないわけですね。

これはいずれも、新しい医薬品にしろ新しい農業にしろ、莫大な研究開発費をかけて、そしてそれが実際に厚生省で許可される、あるいは農水省に登録されるまでの期間というのは、全く同じように長期を要するわけですね。そういう点からいえば、当然ここで医薬品と同じ時期に政令の中に入っておかしくないと思うんですが、なぜそれが今この法案が出た時点では医薬品だけになっておるのか、その点の状況を御説明いただきたいと思っております。

○黒田政府委員 私ども当委員会に提出させていただいております特許権の存続期間の延長の条項でございますが、「特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分は、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できなかったときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができ」という規定になってございます。

私どもこういう存続期間延長の措置が必要であると考えたのは、ただいま水田委員御指摘のとおりでございます。せっかく特許権を付与さ

れたにもかかわらず、特許法が保証しております特許期間が実質的には他の法律の規制によって空洞化してしまう。それでは特許制度の本来の趣旨とするところは基本的に損なわれてしまうので、もしそういった特許権の空洞化がやむを得ざる正当な理由によって生ずるものであるということであれば、その回復を認めるべきであらう。その要件として何が適当かということを経験検討いたしました結果、今申し上げましたような要件になっているわけでございます。

そのとき念頭に置きましたのは、主として医薬品でございますけれども、このような趣旨を特許法の中に取り入れます場合には、何も特定の医薬品に限る理由はないわけでございまして、同様の状況のもとにある一定の技術分野につきましても同様に取り入ることが正しいというふうに考えております。そのために法律上医薬品と特定せず、同一のものであれば取り上げるといふ意味におきまして政令指定という方式をとっているわけでございますが、医薬品については要件は確認できましたが、同時に農業についても私どもは検討する必要がありますというふうに考えております。

農林省及び一部の農業製造関係者からのコンタクトがあつたわけでございますが、現在この特許存続期間の延長制度に乗るべきかどうか、相手方の側において立法過程におきましては必ずしも決心がつかないようでございます。私どもとしては、もしそういう必要性が立証され、この要件に適合する旨の資料の提出があれば、そこで十分に検討いたし、要件に適合することがわかれば政令で指定をするということについてはやぶさかではないわけでございます。

○水田委員 終わります。

○奥田(幹)委員長代理 菅直人君。

○菅委員 きょうは特許法の改正についての審議が続いているわけですが、私どもも残り約一時間の時間を使ひまして、幾つかの問題点について質疑を行いたいと思ひます。

まず最初に、最近の、特に日本全部ですが、通産